

第28回南幌町農業委員会総会議事録

令和4年9月28日（水）午前9時00分より、役場各種委員会室において第28回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	白	倉	和	英
2	番	立	川	久	彦
3	番	久	保	正	彦
4	番	江	郷		弘
5	番	南		則	之
6	番	青	木	義	春
7	番	高	島	茂	和
8	番	野	呂田	雄一	郎
9	番	上	野	勇	樹
10	番	山	田		浩
11	番	背	尾	裕	典
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者

本日の議案は次のとおり

- | | |
|-------|-------------------------|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 議案第2号 | 農用地等のあっせんの申出について |
| 議案第3号 | 買入協議の要請について |
| 議案第4号 | 農業振興地域農用地区域内の農地転用計画について |
| 議案第5号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第6号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第7号 | 現況証明願いについて |

事務局出席者	事務局長	砂田	隆樹
	事務局主任	森川	真由美

議長 これより、第28回南幌町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席者は12名でございます。
ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第14条の規定により議長において指名いたします。3番 久保 委員、4番 江郷 委員 以上ご両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定をいたします。

お諮りいたします。第28回南幌町農業委員会総会は、9月28日 本日1日限りといたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第28回南幌町農業委員会総会は、9月28日 本日1日限りと決しました。

日程第3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。
令和4年8月25日、第27回農業委員会総会を開催した。
9月7日・13日、第3回議会定例会に会長出席した。
以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでございますので、報告済みといたします。

議長 日程第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、賃貸借の合意解約した旨の通知があったので可否について意見を求める。

令和4年9月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、2件でございます。

1件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇。賃借人が、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇、田で12,668㎡他計7筆ございまして48,903㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和4年9月〇〇日でございます。

2件目の賃貸人は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。賃借人が、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で20,186㎡他計2筆ございまして41,674㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和4年9月〇〇日でございます。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認するこ

とに決しました。

議 長 日程第5 議案第2号 農用地等のあっせん申出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 農用地等のあっせん申出について。

南幌町農地移動適正化あっせん基準第6条第2項第1号の規定により農用地等のあっせん申出があったので、同条第3項第2号により相手方を選定し、同条第4項の規定によりあっせん委員の指名を願う。

令和4年9月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。農用地等のあっせん申出につきましては、1件でございます。

あっせん申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、
〇 〇〇〇。土地の所在が空知郡南幌町〇〇〇番の〇、田で
3, 239㎡他計2筆ございまして、4, 072㎡となります。
以上でございます。

10 番 議長 10 番

議 長 10 番 山田委員

10 番 只今申出のありましたあっせんの相手方ですが、申出地の利用条件等を考え、〇 〇〇氏が適格であると提案いたします。

議 長 只今、山田委員より相手方の選定について提案がありました。これより相手方の選定について質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、あっせん委員の指名について、事務

局の説明を求めます。

事務局 あっせん委員の指名につきましては、あっせん申出者及び相手方の地区などを考え、1番 白倉委員、6番 青木委員 10番 山田委員が適当であると提案いたします。以上でございます。

議長 あっせん委員については、事務局より提案がありましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第2号 農用地等のあっせん申出については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議長 **日程第6** 議案第3号 買入協議の要請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第3号 買入協議の要請について。
農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、買入申出があったので、同法第16条第1項の規定に基づき、買入協議の要請をしたいので審議願い、意見を求める。
令和4年9月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第3号について説明いたします。買入協議の要請につきましては、2件でございます。

1 件目の買入申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、
〇 〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇、
田で12,668㎡、他計6筆ございまして46,173㎡となり
ます。

2 件目の買入申出者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、
田で20,186㎡他計2筆ございまして41,674㎡となり
ます。以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第3号 買入協議の要請については提
案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認するこ
とに決しました。

議 長 **日程第7** 議案第4号 農業振興地域農用地区域内の農地転用
計画についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第4号 農業振興地域農用地区域内の農地転用計画につい
て。

農業振興地域の整備に関する法律第8条の規定により定めた
農用地区域内の農地について、農地以外の用途に転用したい旨
申し出があったので、審議願ひ意見を求める。

令和4年9月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局

議案第4号について説明いたします。

農業振興地域農用地区域内の農地転用計画につきましては、1件でございます。農業用倉庫を建設するための転用となっております。

転用事業計画者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇〇、畑で608㎡となります。

選定理由につきましては、既存の施設では手狭になり、農業用倉庫を設置する計画を立てましたが、既存の宅地内には余地がなく、農振地域外に土地を求めるべく検討を行いました。南幌町土地利用計画上で、農振地域外はほとんどが都市計画上の用途地域に指定されており、設置することが困難な状況にあります。

申請地は既存施設に隣接して利用上の都合が良いので農業用倉庫の建設には最適であると判断しました。

従って、土地利用状況から代替地が見当たらず、農用地区域内における土地利用上支障がなく、かつ、農地の集団性が保持され、混在等が生じない土地であり、基盤整備事業等の補助事業対象外地として当地が本計画の最適と判断し選定を行ったとなっております。

事業計画につきましては、農業用倉庫162.00㎡、作業通路160.50㎡、既存農道134.50㎡となり、詳細につきましては図面を参照願います。

続きまして、別にお配りしております、資料1 農地転用計画に係る意見書について説明いたします。資料1をご覧ください。

転用計画にかかる事項といたしまして、事業計画の転用目的は農業用倉庫の建設、工事計画の着工は令和4年10月初日、完了が令和5年〇月末日の予定となっております。

農地転用許可基準から見た意見といたしまして、農地の区分については、農用地区域内農地で、603㎡となり、農地法第4条第6項第1号イに定める農地となります。

農地の区分と転用目的でございますが、申請地は農用地区域内農地であるが、利用上の都合が良く、耕作への影響も少ないこと、並びに農地法第4条第6項に該当するため、例外的に許可しうる

となります。

総合意見といたしまして、農用地区域内の農地ではありますが、土地利用状況から代替地が見当たらず、利用上都合も良いことから、この転用は農地転用許可基準から妥当なものと認めると意見書を作成してございます。以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第4号 農業振興地域農用地区域内の農地転用計画については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 **日程第8** 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について農地法第4条第1項の規定により、許可申請があったので可否の決定を求める。

令和4年9月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第5号について説明いたします。農地法第4条の規定による許可申請につきましては、1件でございます。申請地につきましては、農用地区域内農地になります。

転用計画者は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、
〇〇 〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の
〇〇、畑で608㎡となります。申請理由は、既存の施設では手
狭になったため、農業用倉庫を建設したいのですが、既存の宅地
内には余地がありません。申請地は既存施設敷地に隣接し、利用
上の都合が良いので農業用倉庫を建設するものです。

続きまして、資料2の農地法第4条調査書について説明いたし
ます。資料2をご覧ください。

1 立地基準の(1)申請地の農地区分は農用地区域内農地で
す。(3)申請地以外に代替地がないと判断した理由については、
既存の宅地内には余地がなく、農用地区域外は都市計画上の用途
地域に指定されており、農業用倉庫を建設するには困難である。
次ページをお開きください。

2 一般基準の(1)事業実施の確実性はすべての項目につい
て可であると見込まれます。(2)被害防除措置の妥当性につい
てもすべての項目について可であると見込まれます。

3 添付書類についてはすべて添付されております。

以上のことから、転用計画の内容・資金力・申請面積の妥当
性・周辺農地への影響なども審査した結果、転用にあたり問題は
ないものと考えます。以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、現地調査にあられた委員
より補足説明があれば、お願いいたします。

3 番 議長3番

議 長 3番 久保委員

3 番 この件につきまして、現地調査及び航空写真による確認を行
いましたが、確かに現在の宅地内に農業用施設を建設する余地はな
く、転用する面積についても必要最小限と考えますので、転用には
問題ないと思われます。以上です。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明及び委員からの補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請については申請のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり許可することに決しました。

議 長 **日程第9** 議案第6号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第6号 農用地利用集積計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法第18条の規定により南幌町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。
令和4年9月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第6号について説明いたします。農用地利用集積計画の決定につきましては、所有権移転が6件、利用権の設定が4件でございます。

初めに、所有権移転 整理番号4の9の1から4の9の5までを説明いたします。

整理番号4の9の1の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で22,547㎡となります。価格につきましては、〇,〇〇〇,〇〇〇円となり

ます。

整理番号4の9の2の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で4, 568㎡他計2筆ございまして26, 120㎡となります。価格につきましては、〇, 〇〇〇, 〇〇〇円となります。

整理番号4の9の3の買い手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で24, 141㎡他計11筆ございまして110, 914.85㎡となります。価格につきましては、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円となります。

整理番号4の9の4の買い手は、空知郡南幌町南〇線西〇〇番地、〇〇 〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で29, 847㎡他計3筆ございまして31, 655㎡となります。価格につきましては、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円となります。

整理番号4の9の5の買い手は、空知郡南幌町南〇線西〇番地、〇〇 〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で32, 770㎡他計6筆ございまして80, 717㎡となります。価格につきましては、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円となります。

以上、集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第6号 農用地利用集積計画の決定、所有権移転 整理番号4の9の1から4の9の5については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案は提案のとおり承認することに決しました。

整理番号4の9の6については、農業委員会法第31条、議事参与の制限により高島委員、鍋山委員の退席を求めます。

退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

事務局長 議長が退席されている間、南職務代理者に議長をお願いいたします。

(暫時休憩し、高島委員、鍋山委員は退席し、南委員は議長席に着席する)

議長 休憩を閉じ、会議を再開します。事務局の説明を求めます。

(南代理)

事務局 整理番号4の9の6の買い手は、空知郡南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇。売り手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で192㎡他計12筆ございまして106,726㎡となります。価格につきましては、〇〇,〇〇〇,〇〇〇円となります。

以上、集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(南代理)

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

(南代理)

お諮りいたします。所有権移転 整理番号4の9の6については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 (南代理) ご異議なしと認めます。よって、所有権移転 整理番号4の9の6は承認することに決しました。

退席しております高島委員、鍋山委員が席に着くまでのする間、暫時休憩とし、議長を交代いたします。

(暫時休憩し、高島委員、鍋山委員は着席し、南委員は交代して着席する)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 続きまして、利用権の設定について説明いたします。

整理番号4の9の1の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。貸し手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で743㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇〇年〇月〇〇日までの〇〇年間となります。

整理番号4の9の2の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番、田で17,424㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年〇月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号4の9の3の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で4,560㎡他計2筆ございまして、9,060㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年〇月〇〇日までの〇年間となります。

整理番号4の9の4の借り手は、空知郡南幌町南〇〇線西〇番地、〇〇 〇〇。貸し手は、〇〇〇〇〇〇〇〇。土地につきましては

は、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、畑で1, 034㎡他計2筆ございまして、45, 073㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年〇月〇〇日までの5年間となります。

以上、集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。利用権の設定については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

議 長 **日程第10 議案第7号 現況証明願いについて**を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第7号 現況証明願いについて。
農地法事務処理要領（既懇地の部）の規定及び南幌町農業委員会現況証明取扱内規により、下記のとおり願い出があったので、審議願い意見を求める。
令和4年9月28日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第7号について説明いたします。現況証明願いにつきましては1件でございます。
願出者は、空知郡南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇〇 〇〇〇。

土地の所在は、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、公簿地目は畑。現況は農地以外、利用状況は宅地で、面積は943㎡。土地の所有者は、〇〇 〇〇〇でございます。証明を必要とする理由は、地目変更登記申請のためでございます。以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、現地調査にあられた委員の代表より、現地の状況について説明願います。

7 番 議長7番

議 長 7番 高島委員

7 番 願い出のあった件ですけれども、私と野呂田委員、上野委員の3名で事務局の案内により現地調査を行いました。

この件につきましては、現状では、宅地として利用しており、今後、畑として利用するには困難な状況ですので、申請のとおりであることを確認いたしました。

以上です。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明及び委員からの説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。
お諮りいたします。議案第7号 現況証明願いについては願い出のとおり証明することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は願い出のとおり証明することに決しました。

議 長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。

第28回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第28回南幌町農業委員会総会は只今を以って閉会といたします。

(午前9時30分 終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

3 番

4 番